

保有個人情報の開示等制度のご案内

株式会社日本政策金融公庫は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めるところにより、皆様の個人情報の適切な管理と権利利益の保護に努めています。

株式会社日本政策金融公庫

情報公開・個人情報保護窓口

日本政策金融公庫では、個人情報保護法に基づく開示請求等を、本店の情報公開・個人情報保護窓口で受付(直接窓口による受付又は郵送による受付)しています。直接窓口にご来店される場合は、本店の情報公開・個人情報保護窓口(本店5階)にお越しください。

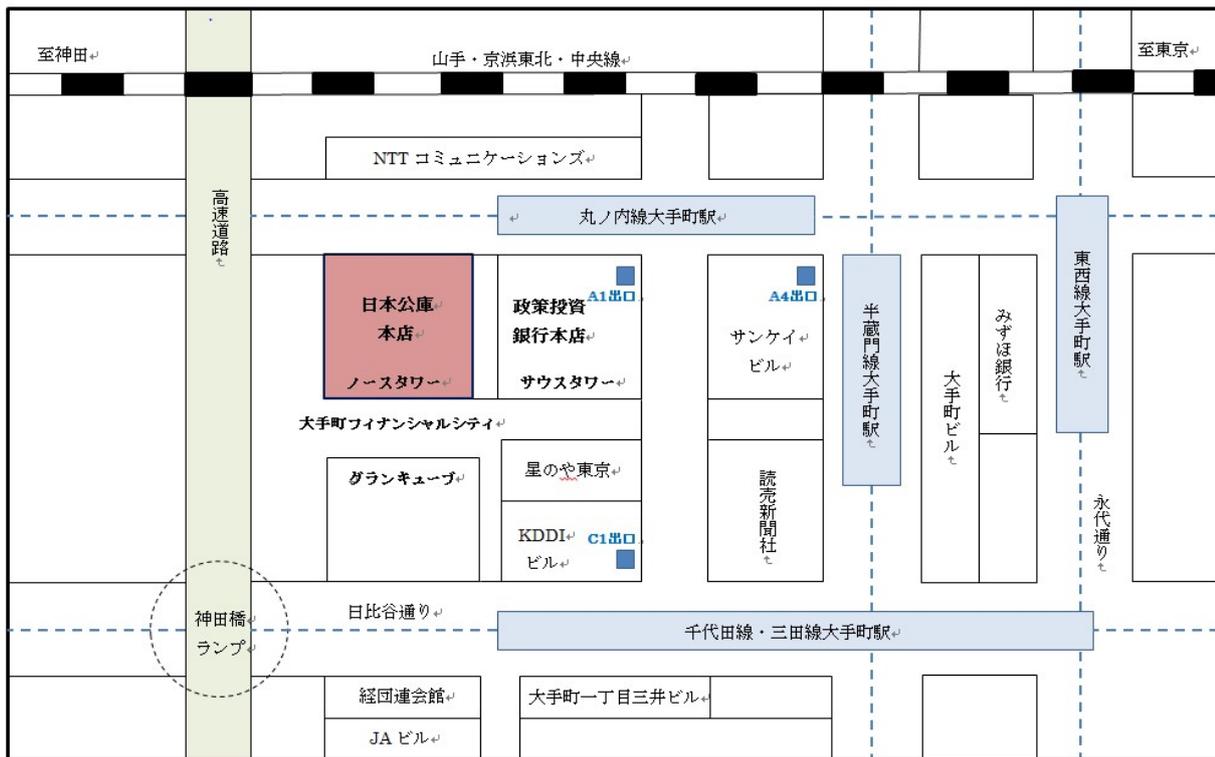
なお、全国の支店においても、個人情報保護に関するご相談・ご案内、開示請求等の本店への取次ぎを行っております。

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4
 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
 株式会社日本政策金融公庫
 情報公開・個人情報保護窓口(本店5階)

電話番号：03-3270-0639

開設時間：月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

午前9時30分～午後5時(12時から13時までの間を除く)



JR東京駅から徒歩15分／JR神田駅から徒歩10分

東京メトロ丸ノ内線 A-1出口方向地下道直結

東京メトロ千代田線 C-1出口から徒歩3分

東京メトロ半蔵門線 東西線 都営三田線 A-4出口から徒歩3分

個人情報保護法のポイント

開示請求権制度

個人情報保護法の定めるところにより、どなたでも、日本政策金融公庫に対し、日本政策金融公庫の保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができます。

訂正請求権制度

開示を受けた個人情報について、その内容が事実でないと思料される場合は、日本政策金融公庫に対し、当該個人情報の訂正を請求することができます。

利用停止請求権制度

開示を受けた個人情報について、その内容が不適法に取得、利用又は提供されていると思料される場合は、日本政策金融公庫に対し、当該個人情報の利用停止を請求することができます。

開示請求できる 個人情報

日本政策金融公庫の役職員が組織的に用いるものとして職務上作成し、又は取得した個人情報であって、日本政策金融公庫が保有している文書、図画及び電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報）に記録されているものが開示請求の対象となります。

開示請求等の窓口

本店の情報公開・個人情報保護窓口で開示請求等を受付しています。直接ご来店される場合は、本店の情報公開・個人情報保護窓口（本店5階）にお越しください。
なお、個人情報ファイル簿については、本店の情報公開・個人情報保護窓口のほか、全国の支店でも閲覧することができます。また、日本政策金融公庫のホームページ（www.jfc.go.jp）にも掲載しています。

個人情報保護のご案内

本店の情報公開・個人情報保護窓口のほか、全国の支店で、制度の仕組みや開示請求手続等についてご案内しています。

開示請求

開示請求書に必要な事項を記載して、本店の情報公開・個人情報保護窓口へ提出するか又は郵送してください(全国の支店でも本店の情報公開・個人情報保護窓口への取次ぎを行っています。)

開示請求の際には、本人であることを確認できる書類(運転免許証等)の提出又は提示が必要です。

開示請求には、1件につき300円の手数料(開示請求手数料)が必要です。

開示請求手数料の納付方法は、現金・現金書留・定額小為替により納付する方法と、銀行振込みにより納付する方法があります。

開示・不開示決定の通知

開示・不開示の決定は、開示請求受付後原則として30日以内に行われ、書面で通知されます。

開示の実施

開示決定の通知を受けた方は、通知があった日から30日以内に、通知書に記載された開示の実施方法を選択して、開示実施申出書により申し出てください。希望する開示の実施方法は、開示請求書にあらかじめ記載しておくこともできます。

写しの送付を希望される方は、開示実施申出書の提出の際、郵便切手を同封してください。

訂正請求

訂正請求書に必要な事項を記載して、本店の情報公開・個人情報保護窓口へ提出するか又は郵送してください(全国の支店でも本店の情報公開・個人情報保護窓口への取次ぎを行っています。)

訂正請求の際には、本人であることを確認できる書類(運転免許証等)の提出又は提示が必要です。

訂正・不訂正決定の通知

訂正・不訂正の決定は、訂正請求受付後原則として30日以内に行われ、書面で通知されます。

利用停止請求

利用停止請求書に必要な事項を記載して、本店の情報公開・個人情報保護窓口へ提出するか又は郵送してください(全国の支店でも本店の情報公開・個人情報保護窓口への取次ぎを行っています。)

利用停止請求の際には、本人であることを確認できる書類(運転免許証等)の提出又は提示が必要です。

利用停止・不利用停止 決定の通知

利用停止・不利用停止の決定は、利用停止請求受付後原則として30日以内に行われ、書面で通知されます。

審査請求

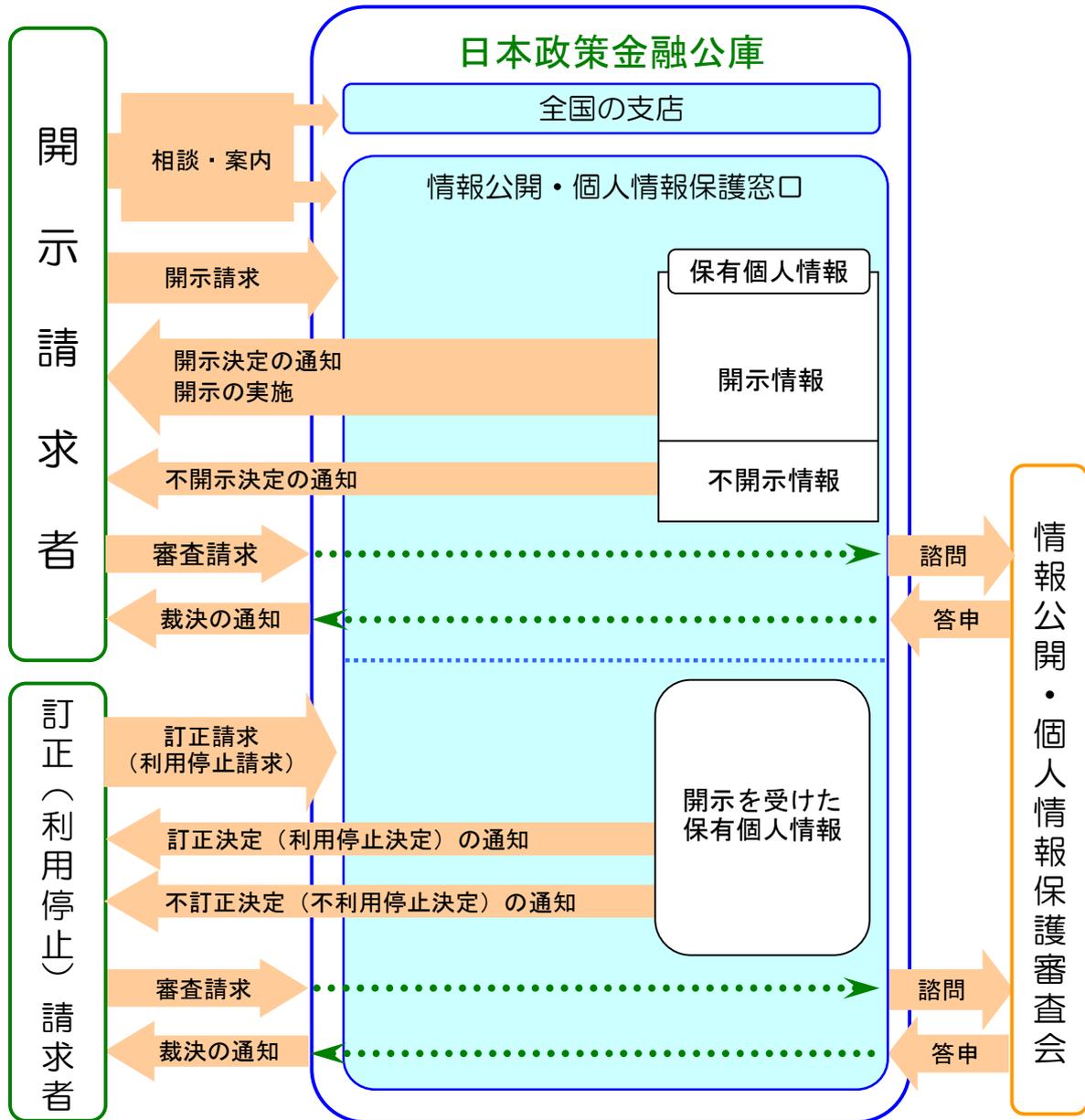
不開示決定(一部開示決定等を含む。)、不訂正決定、不利用停止決定、開示請求等に係る日本政策金融公庫の不作為などに不服がある場合には、日本政策金融公庫に対して、審査請求をすることができます。

日本政策金融公庫は、審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて、審査請求に対する裁決を行います。

審査請求人は、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議で意見を述べる機会が与えられ、答申が行われれば、その写しが送付されます。

なお、審査請求とは別に、裁判所に対して決定等の取消しを求める訴訟を提起することもできます。

開示請求等の手続



(注1) 日本政策金融公庫では、保有個人情報の開示請求（訂正請求、利用停止請求）を、本店の情報公開・個人情報保護窓口で受付しています。直接窓口にご来店される場合は、本店の情報公開・個人情報保護窓口（本店5階）にお越しください。なお、全国の支店においても、個人情報保護に関するご相談・ご案内、開示請求等の本店への取次ぎを行っております。

(注2) 開示請求（訂正請求、利用停止請求）は、本店の情報公開・個人情報保護窓口にて保有個人情報開示請求書等をご提出いただいた時点で受付となります。なお、開示請求には開示請求手数料の納付が必要となります。

(注3) 開示・不開示（訂正・不訂正、利用停止・不利用停止）の決定は原則受付後30日以内に行われます。開示実施となった場合には、開示決定通知書とともに送付される開示実施申出書を、通知後30日以内に書面にてご提出ください。

開示決定等に関する注意事項

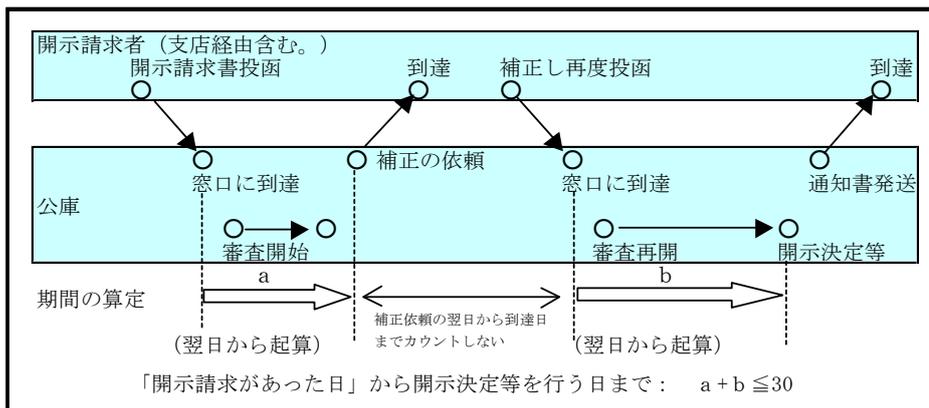
1. 開示請求の際の留意点

開示・不開示の決定には所要の手続きが必要ですので、開示請求と同時に決定・開示の実施はできません。

なお、開示・不開示の結果に関係なく、開示請求時には開示請求手数料が必要となります。結果が不開示の場合でも開示請求手数料は返金されません。

2. 開示決定等の期限

開示請求をした保有個人情報については、開示請求があった日(本店の情報公開・個人情報保護窓口へ持参の場合には本店の情報公開・個人情報保護窓口が受付した日、郵送又は支店が取り次いだ場合は、本店の情報公開・個人情報保護窓口へ到達した日)の翌日から数えて30日以内に開示、不開示の決定が行われます。ただし、開示請求の補正が行われた場合には、当該補正に要した日数はこの30日間という期間には算入されません。



3. 開示決定等の通知

開示決定等は、書面により通知され、この通知書が開示請求者の手元に届く日には開示決定期限に加え、数日を要しますのでご注意ください。また、この通知日と保有個人情報の開示の実施を行う日は異なりますのでご注意ください。

通知書には、保有個人情報を開示する場合には、開示実施の日時、場所及びその方法等、開示に係る実施手続が記載されています。保有個人情報を開示しない場合は、当該保有個人情報を開示しない旨とその理由が記載されています。保有個人情報を開示する場合は、開示決定等の通知とともに「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」が同封されていますので、実施方法等必要事項を記載のうえ、当該申出書を情報公開・個人情報保護窓口へご返送ください(郵送による写しの交付をご希望の場合は、郵便切手をご同封ください)。

なお、開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄にご記入がある場合(ご記入は任意です。)でも、ご希望の方法及びご希望日に実施できない場合があります。

4. 開示決定等の期限の延長等

正当な理由がある場合には、開示決定等を行う期限を30日を超えない範囲で延長する場合があります。その場合はその旨の通知が書面で行われます。開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分の開示決定等を60日以内に行ったうえで、残りの保有個人情報については60日を超えて相当の期間内に開示決定等を行います。この場合、その旨の通知が書面で行われます。

開示請求に係る保有個人情報に第三者の情報が含まれている場合は、当該第三者に対し意見照会を行うことがあります。意見照会の回答の内容等によっては開示決定等の期限を延長する可能性があります。

5. 保有個人情報の存否に関する情報

開示請求者ご本人以外の特定個人の氏名や特定の法人名称を記載した開示請求の場合には、保有個人情報の存在の有無について回答するだけで不開示情報を回答することとなりますので、当該情報の存在自体を回答できない場合があります。

6. 事案の移送

開示請求に係る保有個人情報が他機関により作成されたときその他他機関が開示決定等を行うことが適当とされた場合には、事案の移送が行われ、その場合にはその旨の通知が書面で行われます。

7. 訂正請求の際の留意点

訂正請求は、個人情報保護法の規定に基づき開示を受けた保有個人情報について、開示を受けた日から90日以内に行うことができます。

訂正・不訂正の決定には所要の手続きが必要ですので、訂正請求と同時に決定・訂正はできません。

8. 訂正決定等の期限、訂正決定等の通知など

訂正請求をした保有個人情報については、開示請求の場合に準じ、訂正請求があった日の翌日から数えて30日以内に訂正、不訂正の決定が行われます。

訂正決定等は、書面により通知され、この通知書が訂正請求者の手元に届く場合には訂正決定期限に加え、数日を要しますのでご注意ください。

なお、開示請求の場合に準じ、訂正決定等の期限の延長等、他機関への事案の移送が行われる場合があります。これらの場合、その旨の通知が書面で行われます。

9. 利用停止請求の際の留意点

利用停止請求は、個人情報保護法の規定に基づき開示を受けた保有個人情報について、開示を受けた日から90日以内に行うことができます。

利用停止・不利用停止の決定には所要の手続きが必要ですので、利用停止請求と同時に決定・利用停止はできません。

10. 利用停止決定等の期限、利用停止決定等の通知など

利用停止請求をした保有個人情報については、開示請求の場合に準じ、利用停止請求があった日の翌日から数えて30日以内に利用停止、不利用停止の決定が行われます。

利用停止決定等は、書面により通知され、この通知書が利用停止請求者の手元に届くには利用停止決定期限に加え、数日を要しますのでご注意ください。

なお、開示請求の場合に準じ、利用停止決定等の期限の延長等が行われる場合があります。この場合、その旨の通知が書面で行われます。

11. 銀行振込みによる開示請求手数料の納付先

開示請求手数料を銀行振込で納付される場合のお振込先は次のとおりです。

振込先：みずほ銀行(丸之内支店)

口座名：政策公庫情報公開等窓口

口座番号：普通預金口座2041737

振込先：ゆうちょ銀行

口座名：政策公庫情報公開等窓口

口座番号：振替貯金口座00150-1-557733

12. その他

開示の実施、訂正決定等又は利用停止決定等までの間、情報公開・個人情報保護窓口の担当者などから随時ご連絡をいたします。その際には手続きを迅速に進めるためにもご協力をお願いします。